

平成二十年五月十三日受領
答弁第三四二号

内閣衆質一六九第三四二号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察組織における調査活動費の裏金流用に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察組織における調査活動費の裏金流用に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

檢察庁の調査活動費については、会計検査院の決算検査報告において法令・予算に違反し又は不当と認められた事項等として掲記されたことはない。

三及び四について

調査活動費が減少したのは、公安情勢が大きく変化したことなどにより、調査活動の方法等の見直しを行い、情報収集の多様化・効率化を進めたことなどによるものであって、過去の調査活動費に係る予算は適切に計上されていたものである。

五及び六について

第一回答弁書（平成二十年四月四日内閣衆質一六九第二三三三号）四及び五について述べたとおりであり、調査活動費は、適正に執行されるべきものと考えている。